

柏市西原第四町会自主防災会規約

第 1 条 (名 称)

この会は、柏市西原第四町会防災会(以下本会と言う)と呼称する。

第 2 条 (事務所の所在地)

本会の事務所は、柏市西原第四町会ふるさとセンターに置く。

第 3 条 (目 的)

本会は、柏市西原第四町会規約(第1条)に則り会員相互の信頼と隣保共同の信頼に基づく自主的な防災活動を行うことにより、地震などの災害による被害の拡大防止及び軽減を図ることを目的とする。

第 4 条 (事 業)

本会は第3条の目的を達成させるため、次の事業を行う。

1. 地震、火災、その他の災害に対する予防対策及び防災の普及に関する事。
2. 地震、火災、その他の災害に対する予防に関する事。
3. 地震及びその他の災害発生時における情報の収集伝達、初期消火、救出救護、非難誘導、給水などの応急対策に関する事。
4. 防災訓練の実施に関する事。
5. 防災資材の備蓄に関する事。
6. その他、本会の目的を達成する為に必要な事項。

第 5 条 (組 織)

1. 本会は柏市西原第四町会内に居住する会員世帯員をもって組織し、円滑な運営を行うため町会組織の班を基準単位組織とする。
2. 班は、複数の班をもってブロックを構成し本部との連携を図る。

第 6 条 (役 員)

1. 本会の役員構成は、本町会役員をもってあてる。
2. 本部には次の役員を置く。

(1)会 長(災害対策本部長)	1名
(2)副会長(区 長)	3名
(3)センター長	1名
(4)会計	1名
(5)監事	1名
(6)防災部長	1名
(7)防犯部長	1名
(8)子供会部長	1名
(9)ブロック長	13名

3. ブロックには班を置く。

班 長 各班1名

第 7 条 (役員の仕事)

1. 会長は本会を代表して会務を統括し、地震等の災害発生時における応急活動の全般に亘り指揮命令を行う。

2. 副会長（区長）は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
3. 本部役員は、役員 of 構成員となり本会の会務の運営にあたる。
4. 会計は本会の会計を行う。
5. 監事は本会会務の監査をする。
6. ブロック長はブロックを統括し、班長は班を統括する。

第 8 条（役員 of 選出）

役員 of 選出は、町会役員が兼務し総会で承認決定する。

第 9 条（役員 of 任期）

役員 of 任期は、1年とし再任は妨げない。

第 10 条（総会 of 種類と招集）

1. 総会は、毎年4月に定期総会を開催し必要に応じ臨時総会を開催するものとする。但し総会 of 開催は、町会 of 総会をもつてこれに代えることができる。
2. 臨時総会は、会長が必要と認めたとき若しくは会員の3分の1以上が議題を明示し連署して開催 of 要求があった場合会長が召集する。
3. 要求があった場合 of 臨時総会については、会長は1か月以内に臨時総会を開催しなければならない。
4. 総会は会長が招集する。
5. 総会は次 of 事項を審議する。
 - (1) 規則 of 改正に関すること。
 - (2) 防災計画 of 作成及び改正に関すること。
 - (3) 事業計画に関すること。
 - (4) 予算及び決算に関すること。
 - (5) その他、総会で審議することが特に必要と認めた事項。
6. 総会はその付議事項の一部を本部役員会に委任する事が出来る。

第 11 条（役員会）

本部役員会は会長、副会長、会計及び本部役員によって構成し次 of 事項を審議する。

1. 総会に提出する事案。
2. 総会によって委任された事案。
3. その他本部役員が必要と認めた事案。

第 12 条（防災計画）

本会は、地震などの災害による被害 of 防止及び軽減を図るため、次 of 通り防災計画を定める。

1. 防災組織 of 編成及び任務分担に関すること。
2. 防災知識 of 普及に関すること。
3. 防災訓練 of 実施に関すること。
4. 災害発生時及び予報発令時における情報 of 収集伝達、初期消火、避難誘導、給食給水に関すること。
5. その他必要なこと。

第13条 (経費)

本会の運営に要する経費は町会予算、その他の収入をもって当て、町会総会の決議をへて決する。

第14条 (会計年度)

会計年度は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第15条 (会計監査)

会計監査は、町会監査とあわせ監事が行う。但し、必要がある場合は臨時にこれ行う事ができる。

監事は、会計監査の結果を総会に報告しなければならない。

(付 則)

1. この会則は、平成18年8月20日より実施する。
2. 平成25年 4月22日一部改正、同日より施行。
3. 平成27年 4月26日一部改正、同日より施行。
4. 令和 5年 4月23日一部改正、同日より施行。